

参考資料4-1 一次予防事業における普及・啓発のための具体的な事業内容

事業内容	その詳細
a. 愛称、ロゴ等の募集	市町村の広報、公式ホームページ、関連諸団体、学校向けのパンフレットなどによって、「地域栄養改善活動」の趣旨、目的、活動の概要を説明し、活動の愛称、ロゴ、シンボルマーク、キャッチコピーなどの募集を行う。
b. 講演会等による健康教育	大学、学会、各種団体、企業などの主催する公開講演会において介護予防と「栄養改善」に関する学術講演や専門講師による講演会を行う。
c. ポスター、パンフレット	「地域栄養改善活動」に関する愛称、ロゴ、マーク、キャッチコピーなどの入ったポスターやパンフレットを作成し、高齢者が頻繁に利用する会館、駅、病院・診療所、商店街などに掲示や配布を行う。これらのポスターやパンフレット作成は、民間企業の広告・宣伝の一環として行うこともできる。
d. ホームページの作成	地域の公的ホームページでは、介護予防「栄養改善」に関する必要情報を提供し、関連情報や各種事業内容にアクセスできるように、「栄養改善活動」のための情報マップを作成する。これらには、介護予防のための栄養・食事に関する適正な情報、地域の食品、食物、食事、食事づくり、外食や市販の持ち帰り弁当、宅配などの情報にもアクセスできるようにする。これらの情報が適正かどうかは、専門職による確認が必要である。
e. 栄養情報の表示	介護予防の観点から、エネルギー、たんぱく質のとり方、料理や食品における食事摂取基準との関連、この料理や食品を食べると、エネルギー、たんぱく質をどの位食べたことになるのか（介護予防のための栄養・食事ガイド等）を公開し、高齢者が料理や食品を上手に選択できるように、栄養情報の表示を推進する。外食、食品小売業、スーパーマーケット、コンビニエンス・ストア等に対して栄養情報の表示の実施を求め、表示を場合には、「地域栄養改善活動」推進団体として登録を行い、地域の広報誌等にも掲示する。
f. 有線放送、広報紙等の活用	公的及び民間による有線放送及び広報紙等によって、「地域栄養改善活動」や「栄養改善」サービスの実施の紹介などを行う。
g. 介護予防手帳の活用	介護予防の効果を上げるためには、利用者自らが積極的に関与することが重要であり、そのためには個人が自己のデータを管理することが効果的である。「地域栄養改善活動」では、このような自己管理を支援することを目的として、介護予防手帳を活用する。介護予防手帳には、生活機能評価や介護予防ケア・マネジメントの結果、介護予防ケアプラン、個別サービス支援計画等の情報が含まれており、利用者の意欲の向上や関係者との情報の共有化を効率的に行えるようにしたものである。
h. 相談窓口の設置	相談窓口は、地域住民の「栄養改善」に関する事業や高齢者の栄養・食事に関する相談や苦情、要望、不安などに対応するために設置する。担当者は、低栄養状態の予防・改善について、知識・経験を有する医師、歯科医師、管理栄養士、保健師などである。健康診査の会場、市町村保健センター、健康増進センター、公民館、その他事業所などの高齢者が気楽にかつ幅広く相談できる場所に設置する。低栄養状態の予防・改善に関する助言及び指導、相談内容に適切に対応すると同時に、必要に応じて地域包括支援センターに紹介する。
i. ネットワークの構築	市町村は、地域の高齢者の栄養相談を担う病院・施設・居宅サービスに従事する管理栄養士相互の交流や情報交換の場を設定する。それにより、高齢者への介護予防のための栄養改善支援を切れ目なく継続して行うネットワークづくりや学習を支援する。また、地域包括支援センターや関連の専門職や食支援と関連する地域ネットワークとの連携を支援する。